

## 〈決済用普通預金（無利息型）〉商品概要説明書

令和2年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	・決済用普通預金（無利息型）
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・期間の定めはありません
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入れできます ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます
6. 利息	・利息はつきません
7. 税金	・利息がつかないので税金はかかりません
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）
9. 付加できる特約事項	・個人の方は「総合口座」へお預入れになりますと、最高700万円（ただし、預入定期預金合計額の90%以内）まで自動融資がご利用いただけます （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優の対象ではありません
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または北上信金苦情相談所(北上信用金庫 総務企画部 9時～17時、電話0197-72-7828)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記北上信金苦情相談所または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
12. その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます ・現行の普通預金を決済用普通預金（無利息型）に変更することができます その場合、現行の普通預金と同一の口座番号、届出印、通帳およびキャッシュカードを引き続き使用します ・決済用普通預金（無利息型）を現行の普通預金に変更（または再変更）することはできません ・この預金は預金保険制度により全額保護されます ・この預金は「決済用普通預金（無利息型）規定」によりお取扱します 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください